

8. 安全で安心な市街地の形成に資する街路整備

施策の目的

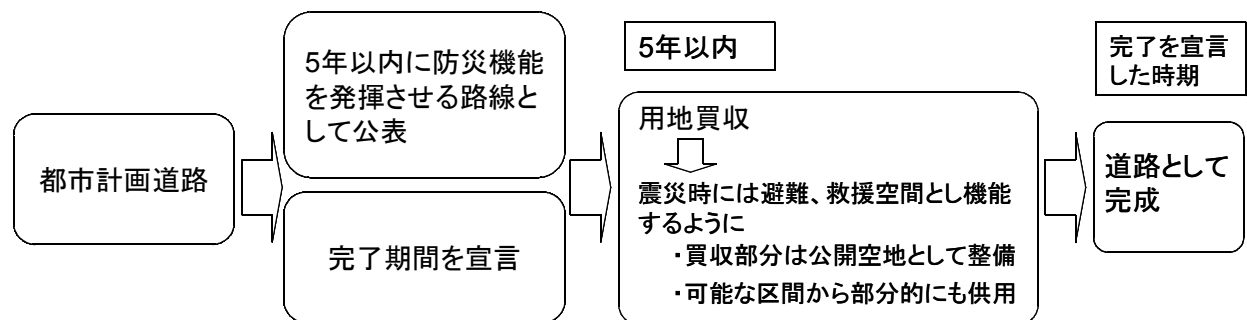
地震時に大きな被害（特に大火）が生じる可能性の高い密集市街地において災害時の被害を軽減するとともに、大規模災害による被災地の早期復興を図るため、防災環境軸の核となる都市計画道路や地区公共施設等の整備を推進します。

8.(1) 防災環境軸の重点整備

施策の概要

- 1) 重点密集市街地（全国8,000ha）内において、道路、沿道建築物等が一体となって避難・延焼遮断機能を持つ防災環境軸の核となる都市計画道路の整備を、街路事業、防災環境軸整備事業、道路開発資金等により推進
- 2) 防災上緊急に整備する路線として、完了期間及び防災機能概成期間（5年以内）を宣言した路線（「完了期間宣言防災路線」）を重点的に支援

○完了期間宣言防災路線の整備



【重点密集市街地】



【防災機能の概成】



【防災環境軸の核となる都市計画道路の完成】



※防災環境軸：道路等の防災公共施設及び沿道建築物が一体となり、避難・延焼遮断機能を持つ都市の骨格軸

※防災機能概成：用地買収と沿道の建替が相当進み、防災環境軸が形成された場合に発揮する防災機能（避難、延焼遮断）の相当程度の発現が期待できる状態

<実施予定箇所>

補助第81号線（東京都）、補助第120号線（東京都）等

○防災環境軸整備事業（都市・居住環境整備推進出資金）

都市再生を緊急に図るべき密集市街地において、都市計画道路用地及びその周辺の土地を都市再生機構が機動的に先行取得し、土地の整形・集約化をすることにより、幹線街路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸を整備

○道路開発資金（都市再生特定道路）

都市再開発法に規定する大都市又は都市再生プロジェクトの密集市街地のうち東京・大阪各々約6,000haに関連する地域で、幅員が25m以上の都市計画道路（防災上効果が高い場合は18m以上）の用地先行取得に対して融資

8.（2）都市防災に資する地区公共施設の整備

施策の概要
都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）を拡充し、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備を推進 **新規**

○都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）

- i) 対象地域：三大都市圏の既成市街地、政令市、都道府県庁所在地、重点密集市街地を含む市町村、大規模地震発生の可能性が高い地域、これら以外のD I D地区及び被災地 **新規**
- ii) 補助対象：重点的かつ緊急に整備を図る必要がある道路、公園、緑地、広場などの地区公共施設（被災地にあつては施設の高質化を含む） **新規**
- iii) 補助対象者：都道府県、市町村（特別区含む）、防災街区整備推進機構、民間（間接補助） **新規**
- iv) 補助率：1/2（民間間接補助は1/3）
 用地費は2/3の補助対象率を乗ずる。

<実施予定箇所> ^{きくすいかみまち} 菊水上町地区(札幌市)、小川西町地区(東京都小平市) 等

現行制度		拡充内容
○対象地域 ・大規模地震発生の可能性が高い地域 ・三大都市圏の既成市街地 ・政令市 ・都道府県庁所在地 ・重点密集市街地を含む市町村	追加	・ D I D 区域 ・ 被災地
○対象事業 ・道路、公園、緑地、広場、 防災まちづくり拠点など の地区公共施設の整備	追加	【被災地における復旧・復興の場合】※ ・まちの活性化につながる施設の高質化
○補助対象者 ・都道府県、市町村（特別区を含む）、 防災街区整備推進機構（間接補助）	追加	・ 民間（間接補助）

※復興まちづくり事業計画に基づく場合